

第 1 章 目 的

第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき、豊中市域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、豊中市（以下「市」という。）指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱及び市民等が果たすべき役割を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 計画の内容

この計画は、市域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務及び市民等が果たすべき役割を含めた総合的かつ基本的な計画であると位置づけ、次のとおり構成する。

1 総 則

市及び防災関係機関等が防災に関して処理すべき事務及び業務の大綱、想定される被害等について定める。

2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための措置について定める。

3 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための措置及び被災者に対する応急救助の措置について定める。

4 災害復旧計画

市民の生活安定のための措置、公共施設の災害復旧等について定める。